

沖縄防衛局の局議に関する規則を次のように定める。

平成19年9月4日

沖縄防衛局長 鎌田 昭良

沖縄防衛局の局議に関する規則

改正 平成22年4月1日沖縄防衛局達第3号
平成23年8月22日沖縄防衛局達第12号
平成30年12月1日沖縄防衛局達第5号
令和元年7月1日沖縄防衛局達第1号
令和5年3月31日沖縄防衛局達第2号

(目的及び設置)

第1条 沖縄防衛局（以下「局」という。）の所掌事務のうち重要事項についての運営の適正及び総合調整を図り、もって事務処理の円滑を期するため、局に局議を置く。

(組織)

第2条 局議は、局長、次長、各部長、防衛補佐官、会計監査官、労務管理官、防衛事務所長、各出張所長、企画部次長、調達部次長、管理部次長、総務課長、会計課長、地方調整課長、移設整備課長、調達計画課長、事業監理課長、業務課長及び報道室長をもって組織する。

2 局議は、局長が招集するものとする。

(局議の種類)

第3条 局議は、定例局議及び臨時局議の2種類とする。

2 定例局議は、毎週月曜日に開催するものとする。

3 臨時局議は、緊急を要する場合にその都度開催するものとする。

(局議の議題)

第4条 局議の議題は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 所掌事務の計画、実施及び運用に関する基本的事項に関するもの

(2) 陳情及び請願書等の措置で重要なもの

(3) 前各号に掲げるもののほか、局議にはかることを要するもの

2 議題は、局議の開催前週金曜日までに総務課長へ提出するものとする。

(運営)

第5条 局議の司会は、局長の指示のもとに総務課長がこれにあたる。

2 局長は、必要に応じ関係職員を出席させ議題について説明等をさせることができる。

(庶務)

第6条 局議の庶務は、総務課において行う。

附 則

この規則は、平成19年9月4日から施行し、同年9月1日から適用する。

附 則（平成22年4月1日沖縄防衛局達第3号）

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成２３年８月２２日沖縄防衛局達第１２号）
この達は、平成２３年８月２２日から施行する。

附 則（平成３０年１２月１日沖縄防衛局達第５号）
この達は、平成３０年１２月１日から施行する。

附 則（令和元年７月１日沖縄防衛局達第１号）
この達は、令和元年７月１日から施行する。

附 則（令和５年３月３１日沖縄防衛局達第２号）
この達は、令和５年４月１日から施行する。